

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年6月14日
【発行者名】	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白勢 菊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番1号 JAビル
【事務連絡者氏名】	小林 徹也
【電話番号】	03（5208）5947
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	パインブリッジ厳選インド株式ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

パインブリッジ厳選インド株式ファンド

（以下「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。当初元本は1口当たり1円です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）委託会社であるパインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

前記金額には申込手数料（当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）は含まれません。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.pinebridge.co.jp/>

基準価額とは、純資産総額（信託財産の資産総額から負債総額を控除した額）を計算日における受益権総口数で除して得た額で、当ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

（５）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3%（税抜3.0%）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

（６）【申込単位】

申込単位は、販売会社が定めるものとします。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2024年6月15日（土）から2025年6月13日（金）まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

取得申込日がアイルランドまたはインドの銀行休業日のいずれかと同じ日付の場合には、取得申込の受付を行いません。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所（以下「販売会社」ということがあります。）については、委託会社の照会先までお問い合わせください。

（９）【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、申込金額を販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

申込金額とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に申込手数料を加えた額とします。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、取得申込をした販売会社にお支払いください。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関：株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

受益権の取得申込は、販売会社において、原則として、申込期間中の毎営業日に受付けます。ただし、取得申込日がアイルランドまたはインドの銀行休業日のいずれかと同じ日付の場合には、取得申込の受付を行いません。取得申込の受付は、原則として、午後3時までとします。この受付時間を過ぎてからの取得申込は翌営業日の受付となります。なお、受付時間は販売会社が定めますので異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

2024年11月5日より、東京証券取引所が取引時間の延伸を実施することに伴い、受付時間は「原則として午後3時30分まで」に変更となる予定です。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受付けない場合があります。また、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象とする外国籍投資信託証券の受付停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込を取消することができます。

取得申込者（すでに取引口座をお持ちの方を除きます。）は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得申込を行うものとします。

収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と、収益分配金を税引後に自動的に再投資する「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。取得申込時にいずれかのコースをご選択ください。なお、原則として、取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。分配金再投資コースをお申込みの場合は、累積投資約款に基づく収益分配金の再投資に関する契約（以下「累積投資契約」または「別に定める契約」ということがあります。）を、販売会社との間で締結していただきます。（販売会社によっては、前記契約と同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定が用いられることがあります。）

第二部【ファンド情報】**第1【ファンドの状況】****1【ファンドの性格】****（1）【ファンドの目的及び基本的性格】**

ファンドの目的

主として投資信託証券への投資を通じて、インドの取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式等およびわが国の公社債に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類・属性区分において、以下のように分類されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単 位 型 投 信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追 加 型 投 信	内 外	不動産投信
		その他資産 （ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
債券 一般	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり （ ）
公債		欧州		
社債	年6回 （隔月）	アジア		
その他債券 クレジット属性（ ）	年12回 （毎月）	オセアニア		
不動産投信		中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他資産（投資信託証券 （株式 一般））	日々	アフリカ		
資産複合（ ）	その他 （ ）	中近東（中東）		
資産配分固定型		エマージング		
資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類の定義

- ・追加型投信・・・一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・海外・・・目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・株式・・・目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの

属性区分の定義

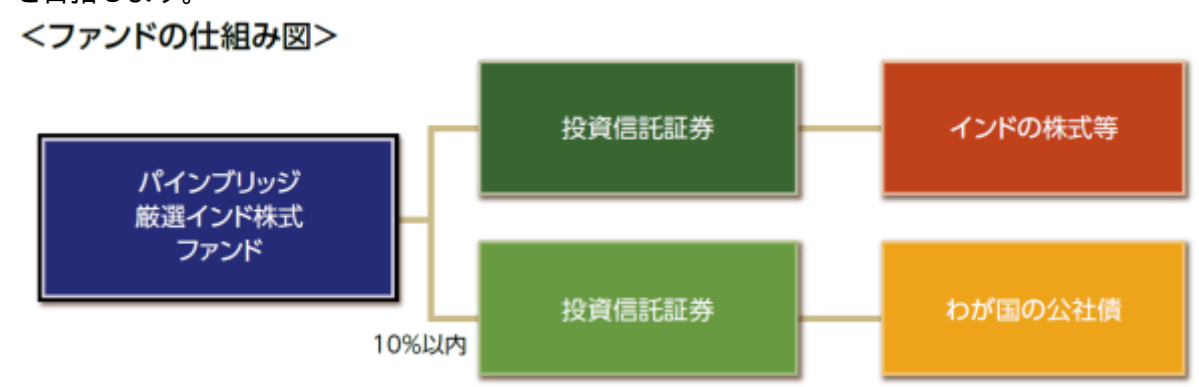
- ・その他資産（投資信託証券（株式 一般））・・・目論見書または信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、実質的に株式（株式 一般...大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの）に主として投資する旨の記載があるもの
 - ・年2回・・・目論見書または信託約款において、年2回決算する旨の記載があるもの
 - ・アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
 - ・ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
 - ・為替ヘッジなし・・・目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの
- 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円で為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類・属性区分の定義の詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp>) をご参照ください。

ファンドの特色

1. インドの取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式等を主な投資対象とする投資信託証券およびわが国の公社債を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行い、中長期的に信託財産の成長を目指します。

<ファンドの仕組み図>



2. 投資信託証券への投資は、原則として高位に保つことを基本とします。投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から委託会社が選択します。なお、指定投資信託証券については見直すことがあります。
3. インドの取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式等を主な投資対象とする投資信託証券への投資は、原則として高位に保つことを基本とします。
4. わが国の公社債を主な投資対象とする投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
5. 実質組入れの外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
6. 原則として、年2回（3月15日および9月15日、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、収益配分方針に基づいて分配を行います。なお、将来の分配金が保証されているものではなく、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないこともあります。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

投資対象となるファンド指定投資信託証券

2024年4月末現在、委託会社が知りうる情報等を基にした指定投資信託証券の概要です。

パインブリッジ・インド・エクイティ・ファンドの概要

- インドの取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式等を主要投資対象とし、中長期的に信託財産の成長を目指します。
- 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- 1発行体当たりのエクスポージャーは、ファンド純資産の10%以内とします。

形態	アイルランド・ダブリン籍 / 契約型外国投資信託
投資顧問会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アジア・リミテッド
管理会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド
管理事務代行会社	ステート・ストリート・ファンドサービス（アイルランド）リミテッド
信託報酬	純資産総額に年0.75%の率を乗じて得た額
主要投資対象	インドの取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式等
設定日	2005年9月12日

日本債券マザーファンド の概要

- わが国の公社債に投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指します。
- 公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 外貨建資産への投資は行いません。

信託金の限度額

5,000億円を上限とします。

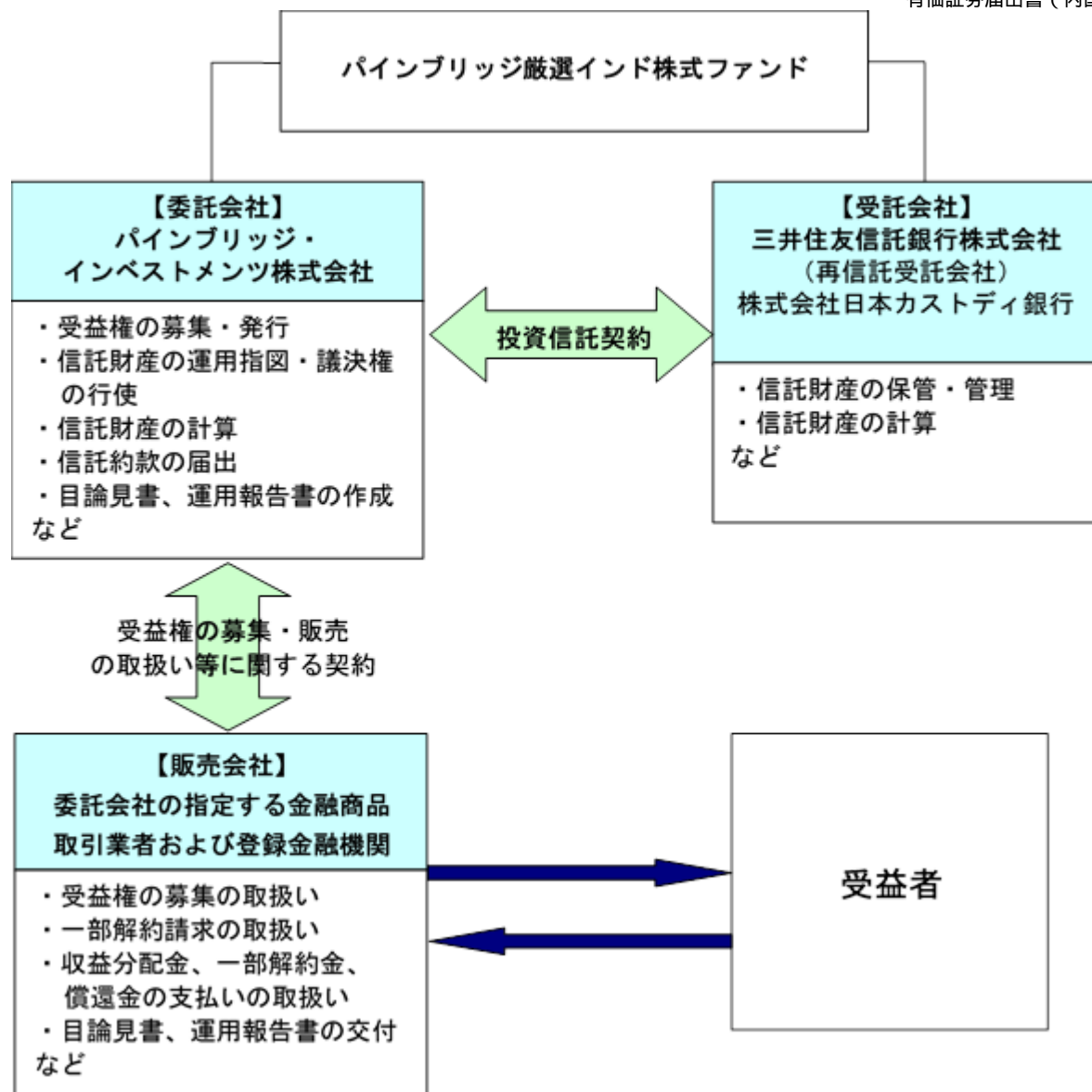
（２）【ファンドの沿革】

2022年3月28日 ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

2023年9月13日 ファンドの運用の基本方針、信託期間等の変更（信託期間は「2032年3月31日（水）まで」から「2048年12月30日（水）まで」に変更。）

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- ・投資信託契約とは、投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、信託財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集および換金方法等の取り決め等が定められています。
- ・受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約とは、委託会社と販売会社との間で締結された契約で、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。

委託会社の概況

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つグローバルな資産運用グループ「PineBridge Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言業務を展開しております。

- ・資本金の額 1,000,000,000円（2024年4月末日現在）

・会社の沿革

1986年11月	当社の前身であるエーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立。
1987年 1月	エイアイジー投資顧問株式会社に商号変更。
1997年 2月	エイミック投信投資顧問株式会社に商号変更。
2001年 7月	エイアイジー投信投資顧問株式会社（AIG投信投資顧問株式会社）に商号変更。
2002年 4月	株式会社千代田投資顧問と合併。
2007年 4月	AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社との事業統合。

2008年 4月 AIGインベストメンツ株式会社に商号変更。

2008年 5月 エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク（AIG日本証券会社）との事業統合。

2009年12月 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社に商号変更。

・大株主の状況（2024年4月末日現在）

株主名	住 所	持株数	持株比率
PineBridge Investments Holdings Singapore Private Limited	10 Collyer Quay, #10-01 Ocean Financial Centre, Singapore 049315	41,000株	100%

- ・当社が属するPineBridge Investmentsは、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で、投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

基本方針

この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を目指して運用します。

投資対象

有価証券に投資する投資信託証券を主要投資対象とします。

投資態度

- １．インドの取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式等を主な投資対象とする投資信託証券およびわが国の公社債を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行い、中長期的に信託財産の成長を目指します。
- ２．投資信託証券への投資は、原則として高位に保つことを基本とします。投資信託証券への投資にあたっては、原則として、指定投資信託証券の中から委託会社が選択します。なお、指定投資信託証券については見直すことがあります。
- ３．インドの取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式等を主な投資対象とする投資信託証券への投資は、原則として高位に保つことを基本とします。
- ４．わが国の公社債を主な投資対象とする投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ５．実質組入れの外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ６．資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

投資対象とする資産の種類

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．約束手形（イ．に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
 - ハ．金銭債権（イ．ロ．に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
- ２．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

投資対象とする有価証券の範囲

委託会社は、信託金を、主として指定投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー
2. 短期社債等
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券および短期社債等を除きます。）
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りです。）

なお、3. の証券を以下公社債といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

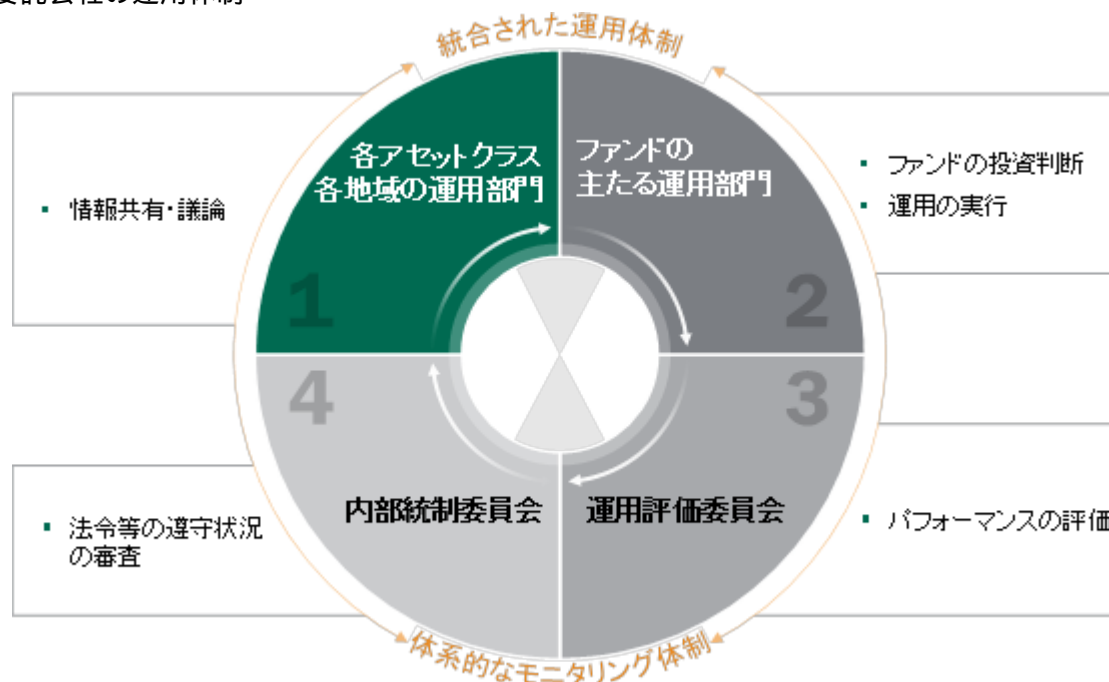
委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

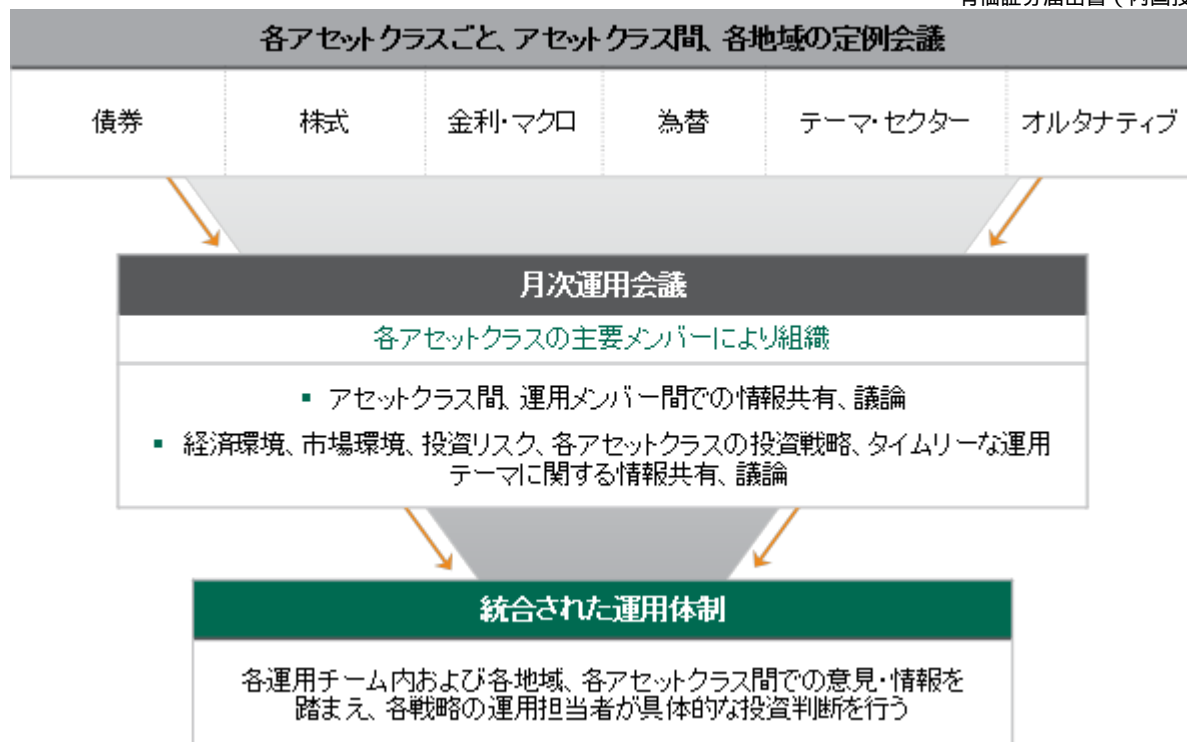
（３）【運用体制】

委託会社の運用体制



1. 投資判断

運用判断を行うにあたり、下記の図のとおり、各運用チームごと、運用チーム間、各地域内、および各地域間、テーマごと等の各種定例会議において様々な情報共有、意見交換、議論を行います。これらの情報・議論に基づき、運用部門（8名）の担当者は各ファンドの運用基本方針、各運用戦略の投資プロセスに則り、最終的な投資判断を行います。



2. パフォーマンス評価とリスク管理

- ・運用業務部（7名）において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。
- ・法務コンプライアンス部（4名）において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
- ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。
- ・流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。内部統制委員会等が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

3. ファンドの関係法人に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などの信託財産の管理業務を通じて、信託事務の正確性・迅速性・システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託会社より、内部統制の有効性についての報告書を受取っています。

4. 当ファンドの運用担当者に係る事項

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社 ポートフォリオ・マネジメント部

運用担当者：2名、平均運用経験年数：24年

担当業務内容：当ファンドの設定・解約に伴う投資信託証券の売買の指図、外国籍投資信託証券のモニタリング・情報収集等

当社では、運用の適正化および投資者保護を目的として、社内規程等で信託財産の運用にあたって必要な事項を定めております。

前記の運用体制等は2024年4月末日現在のものであり、今後変更することがあります。

（4）【分配方針】

年2回の決算時（3月および9月の各15日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として、以下の方針に基づいて分配を行います。

1. 分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する利子・配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）の全額とします。
2. 分配金額は、分配原資の範囲内で、基準価額水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する利子・配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とみなし配当等収益との合計額から諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買益は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
3. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。
2. 前記1.の規定にかかわらず、累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
3. 前記1.に規定する収益分配金の支払いは、販売会社において行うものとしします。
4. 受託会社は、収益分配金については原則として毎決算日の翌営業日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。なお、受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（５）【投資制限】

< 信託約款に定める投資制限 >

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。（ただし、わが国の公社債を主な投資対象とする投資信託証券への投資を除きます）

株式への直接投資は行いません。

デリバティブへの直接投資は行いません。デリバティブへの実質投資はヘッジ目的に限定します。投資対象の投資信託証券においてヘッジ目的以外でデリバティブを使用した場合、投資対象から速やかに除外し、他の投資信託証券への投資に変更します。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 2) 前記1)の予約取引の指図は、委託会社は、信託財産にかかる為替の買予約の額と、信託財産にかかる為替の売予約の額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとし

ます。ただし、信託財産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- 3) 前記2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者の解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%以内、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

■ 指定投資信託証券の概要 （2024年4月末現在）

外国籍投資信託証券

パインブリッジ・インド・エクイティ・ファンド

形態	アイルランド・ダブリン籍 / 契約型外国投資信託
投資顧問会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アジア・リミテッド
管理会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド
管理事務代行会社	ステート・ストリート・ファンドサービス（アイルランド）リミテッド
主要投資対象	インドの取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式等
設定日	2005年9月12日
運用報酬等	0.75%（信託事務の処理等に要する諸費用等が別途かかります。）

（１）基本方針

インドの取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式等を主要投資対象とし、中長期的に信託財産の成長を目指します。

（２）投資態度

主としてインドの取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式等に投資し、中長期的に信託財産の成長を目指します。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

親投資信託証券**日本債券マザーファンド****1．基本方針**

この投資信託は、わが国の公社債に投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指します。

2．運用方法**（１）投資対象**

わが国の公社債を主要投資対象とします。

（２）投資態度

NOMURA-BPI総合をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。

公社債への投資にあたっては、公社債の種別と残存期間等の分散によるリスクコントロールを行うとともにデュレーションをコントロールし、超過収益の獲得を目指します。

公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

（３）投資制限

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

3【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

当ファンドは、主として投資信託証券への投資を通じて、インドの株式等やわが国の公社債など値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を主要投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益は、すべて投資者の皆様に帰属しますので、お申込みにあたりましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みください。

当ファンドが有する主なリスク要因は、以下の通りです。

価格変動リスク

当ファンドが投資する有価証券等の価格は、一般に、経済・社会情勢、発行体の信用状況、経営・財務状況ならびに市場の需給等の影響を受け変動します。組入銘柄の価格の下落は、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

為替変動リスク

当ファンドは外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクを伴います。外国為替相場は、金利動向、政治・経済情勢、需給その他の様々な要因により変動します。この影響を受けて外貨建資産の価値が変動し、基準価額が下落することがあります。一般に、円安は基準価額の上昇要因に、円高は基準価額の下落要因となります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合等には、基準価額が下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。インドの株式等への投資には、先進国と比較して政治・経済および社会情勢の変化が組入銘柄の価格に及ぼす影響が相対的に高い可能性があります。

流動性リスク

組入有価証券等を売買しようとする場合に、当該有価証券等の需給状況により、希望する時期および価格で売買できないリスクをいいます。この影響を受け、基準価額が下落することがあります。

信用リスク

組入有価証券等の発行体および取引の相手先の倒産や財務状況の悪化等の理由による価格の下落、利息・配当・償還金の支払不能または債務不履行等の影響を受け基準価額が下落することがあります。

金利変動リスク

金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

その他のリスク・留意点

１．カウンターパーティーリスク

当ファンドでは、証券取引、為替取引等の相対取引を行うことがありますが、これには取引相手方の決済不履行リスクが伴います。

２．収益分配に関わるリスク

当ファンドは、決算期に収益分配方針にしたがい分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。また、基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。

３．解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。また、大量の解約の発生や市場環境の急変等により組入資産の流動性が低下し、換金の申込みの受付停止や換金代金の支払遅延の可能性があります。

４．資産規模に関するリスク

ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

５．繰上償還に関わる留意点

当ファンドは、残存口数が20億口を下回った場合には、繰上償還されることがあります。

6．取得申込、解約請求等に関する留意点

当ファンドは、アイルランドまたはインドの銀行休業日のいずれかと同じ日付の場合には、取得申込および解約請求の受付は行いません。なお、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象とする外国籍投資信託証券の受付停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で取得申込および解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けた取得申込および解約請求を取消することがあります。

7．インド株式投資に関する留意点

インドの株式等を主要投資対象とするため、インドの税制にしたがって課税されます。インド株式は売却益に対してキャピタル・ゲイン税等が課税されます。税率、課税方法の変更、および新たな税制が適用された場合には、基準価額に影響を与える可能性があります。また、インド株式には外国人機関投資家の保有比率等に制限のある銘柄があり、これらの銘柄を投資対象とする場合には、運用上の制約を受ける場合があります。

8．ファンド・オブ・ファンズ方式に関する留意点

ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されるため、投資対象の投資信託証券と当ファンドの基準価額の算出タイミングに時差がある場合、投資対象投資信託証券の基準価額の算出遅延・停止、繰上償還等が当ファンドの基準価額、購入・換金等に影響する場合があります。特に、当ファンドはインドの取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式等を主な投資対象とする投資信託証券に集中的に投資するため、当該ファンドの受付停止の影響を受け、当ファンドの設定・解約を停止する可能性があります。

9．収益分配金に関する留意点

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

10．その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（2）投資リスクに対する管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

1．運用業務部

運用資産にかかる運用リスクの低減および顕在化の防止に努めます。

また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。

2．法務コンプライアンス部

運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。

3．内部統制委員会

月1回開催、法務コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。

4．運用評価委員会

月1回以上開催し、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

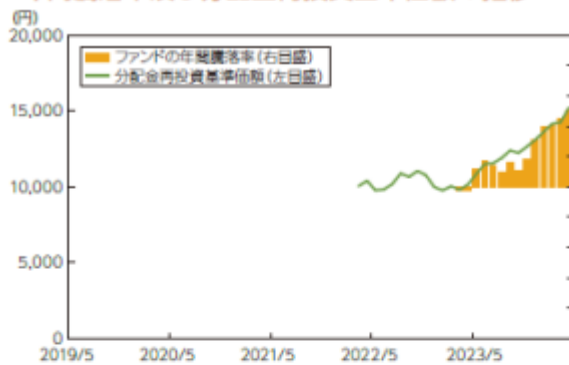
流動性リスク管理体制

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。内部統制委員会等が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

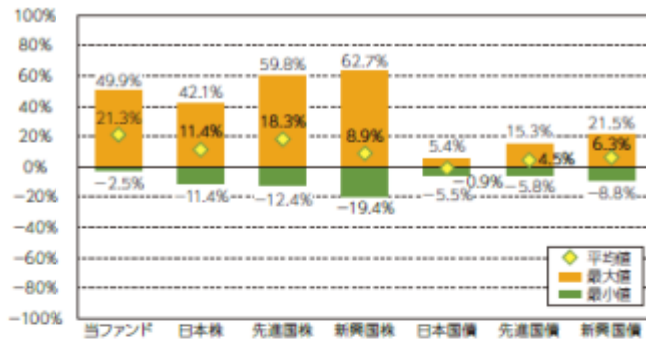
前記のリスク管理体制等は、今後変更することがあります。

< 参考情報 >

< 年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 >



< 代表的な資産クラスとの騰落率の比較 >



※代表的な資産クラスとの騰落率の比較は、2019年5月～2024年4月の5年間の各月末における1年騰落率の平均・最大・最小を、他の代表的な資産クラスについて表示したもので、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。

※当ファンドは2022年3月28日設定のため、分配金再投資基準価額は2022年3月～2024年4月、当ファンドの年間騰落率および平均値・最大値・最小値は2023年3月～2024年4月の値を記載しています。

※騰落率は税引前の収益分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

※当ファンドは既払分配金がありませんので、分配金再投資基準価額と基準価額は同一です。

●各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX)配当込み

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み・円ベース)

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円ベース)

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ヘッジなし・円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

東証株価指数(TOPIX)配当込みは、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社(以下「J P X」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、J P Xが有しています。

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み・円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円ベース)は、MSCI Inc.が開発した指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が作成している指数で、同指数に関する知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しています。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより算出および公表されている債券指数であり、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ヘッジなし・円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出・公表する指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3%（税抜3.0%）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。（申込手数料は当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.pinebridge.co.jp/>

申込手数料は、商品説明、募集・販売の取扱事務等の対価です。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.078%（税抜年0.98%）の率を乗じて得た額とします。委託会社、受託会社および販売会社の配分についての内訳は次の通りです。

（信託報酬は当該報酬にかかる消費税等に相当する額を含みます。以下同じ。）

委託会社の受取る信託報酬には、信託財産の計算に関する委託会社の事務代行を行う会社への事務代行手数料等が含まれます。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

■ 外国投資信託証券の信託報酬等

なお、本書作成日現在、当ファンドが投資対象とする外国投資信託証券に関しては、別途信託報酬等がかかります。当ファンドが投資する外国投資信託証券の信託報酬等は、純資産総額に以下の率（年率）を乗じて得た額となります。

外国投資信託証券の名称	信託報酬等
パインブリッジ・インド・エクイティ・ファンド	0.75%

この他に、外国投資信託証券の信託事務の処理等に要する諸費用、監査費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等がかかります。なお、外国投資信託証券には申込手数料はかかりません。

当ファンドの信託報酬に、ファンドが実質的に投資対象とする外国投資信託証券の信託報酬等を加えた、実質的な信託報酬率の概算値は年1.828%程度となります。ただし、この値は実質的な信託報酬率の目安でありファンドの実際の組入状況等によっては変動します。また、投資対象が変更された場合等には、変更となることがあります。

外国投資信託証券を100%組入れたものとして、実質的な信託報酬率の概算値を計算しています。

信託報酬等の内訳

当ファンドの信託報酬	1.078%（税抜0.98%）
委託会社	0.275%（税抜0.25%）
販売会社	0.77%（税抜0.7%）
受託会社	0.033%（税抜0.03%）
投資対象とする外国投資信託証券の信託報酬等	0.75%
実質的な信託報酬率（概算値）	1.828%程度

信託報酬は、運用期間中の基準価額に信託報酬率を乗じたものです。委託会社の受取り分は、委託した資金の運用等の対価です。販売会社取り分は、交付運用報告書等各種資料の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。受託会社取り分は、運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価です。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税および受託会社の立替えた立替金の利息は信託財産から支払われます。また、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、印刷、届出、交付に係る費用）、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。）についても、受益者の負担とし、信託財産から支払うことができます。なお、委託会社は、当該信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.11%（税抜年0.1%）相当額を上限として、当ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、係る諸費用の年率を見直し、年率0.11%（税抜年0.1%）を上限としてこれを変更することができます。当該諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用に係る消費税等に相当する金額とともに信託財産から支払われます。ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産から支払われます。信託財産に属する有価証券等の保管を外国の金融機関に委任する場合の保管費用についても信託財産から支払われます。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入の指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

当ファンドが投資対象とする外国籍投資信託証券の信託事務の処理等に要する諸費用、監査費用、組入
有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等が当該投資信託証券より支払われます。

その他の手数料等（投資対象投資信託証券から支払われるものを含みます。）は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を記載しておりません。

その他の手数料等は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を記載しておりません。

売買委託手数料は、有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料です。保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転に要する費用です。監査費用は、監査法人に支払われる当ファンドの監査費用です。印刷等費用は、印刷業者等に支払う法定書類（目論見書、運用報告書等）の作成・印刷・届出・交付に係る費用です。

前記（１）から（４）の費用・手数料等には、保有期間等に応じて異なるものや、事前に計算できないものが含まれているため、その合計額、上限額、計算方法等を表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することも可能です。

一部解約時および償還時の差益については、申告分離課税が適用され、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となります。

法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%の所得税が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

原則として、配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

注１ 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、分配金受取りコースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

注2 元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

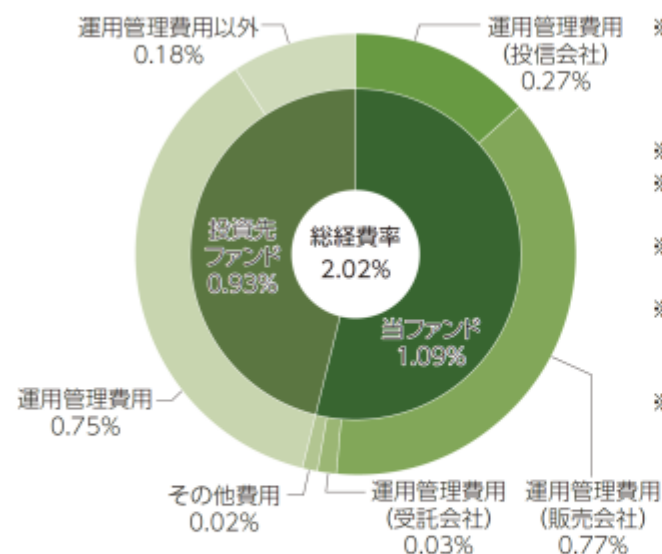
当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

前記は2024年4月末日現在のもので、税法が改正された場合等においては、税率等の課税上の取扱いが変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご相談されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（2023年9月16日～2024年3月15日）における当ファンドの総経費率は以下の通りです。



※当期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。）を期間中の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

※各比率は、年率換算した値です。

※投資先ファンドとは、当ファンドが組入れている投資信託証券（マザーファンドを除きます。）です。

※①の費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。

※②③の費用は、投資先ファンドの直近入手可能な計算期間の数値を用いているため、当ファンドの期間とは異なる場合があります。

※総経費率については運用報告書にも記載しています。

総経費率 (①+②+③)	2.02%
①当ファンドの費用の比率	1.09%
②投資先ファンドの運用管理費用の比率	0.75%
③投資先ファンドの運用管理費用以外の比率	0.18%

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2024年4月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託証券	アイルランド	24,453,706,252	98.25
親投資信託受益証券	日本	225,976,314	0.91
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		210,453,076	0.85
合計（純資産総額）		24,890,135,642	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

1. 組入銘柄（2024年4月30日現在）

国／地域	種類	銘柄名	数量 （額面）	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
アイルランド	投資信託証券	パインブリッジ・インド・エクイティ・ファンド	5,116,722.315	4,573.61	23,401,939,983	4,779.17	24,453,706,252	98.25
日本	親投資信託受益証券	日本債券マザーファンド	205,339,677	1.1080	227,516,362	1.1005	225,976,314	0.91

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

(注2) 外貨建て資産に属する銘柄の帳簿価額および評価額は、対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

2. 種類別及び業種別投資比率（2024年4月30日現在）

種類	投資比率（％）
投資信託証券	98.25
親投資信託受益証券	0.91
合計	99.15

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（円）		基準価額（円）	
第1期末 （2022年9月15日）	（分配付）	6,985,682,292	（分配付）	11,433
	（分配落）	6,985,682,292	（分配落）	11,433
第2期末 （2023年3月15日）	（分配付）	15,090,451,885	（分配付）	9,804
	（分配落）	15,090,451,885	（分配落）	9,804

第3期末 (2023年9月15日)	(分配付)	22,813,408,430	(分配付)	12,441
	(分配落)	22,813,408,430	(分配落)	12,441
第4期末 (2024年3月15日)	(分配付)	22,612,682,534	(分配付)	13,826
	(分配落)	22,612,682,534	(分配落)	13,826
2023年 4月末日		16,522,596,185		10,145
5月末日		18,121,629,883		10,852
6月末日		19,667,851,411		11,495
7月末日		20,562,153,516		11,554
8月末日		21,684,623,652		11,892
9月末日		23,027,542,728		12,384
10月末日		22,185,723,080		12,226
11月末日		21,993,157,795		12,646
12月末日		22,221,664,208		13,085
2024年 1月末日		22,446,674,787		13,619
2月末日		23,184,042,243		14,138
3月末日		23,318,529,441		14,244
4月末日		24,890,135,642		15,207

基準価額は、10,000口当たりの価額です。

期末の純資産総額（分配付）および基準価額（分配付）は、当期末における純資産総額（分配落）および基準価額（分配落）の金額に、当期中に支払われた収益分配金の累計額を加算した額を表示しています。

【分配の推移】

期 間		1万口当たりの分配金
第1期	自 2022年3月28日	0 円
	至 2022年9月15日	
第2期	自 2022年9月16日	0 円
	至 2023年3月15日	
第3期	自 2023年3月16日	0 円
	至 2023年9月15日	
第4期	自 2023年9月16日	0 円
	至 2024年3月15日	

【収益率の推移】

期 間		収益率
第1期	自 2022年3月28日	14.3 %
	至 2022年9月15日	
第2期	自 2022年9月16日	14.2 %
	至 2023年3月15日	
第3期	自 2023年3月16日	26.9 %
	至 2023年9月15日	
第4期	自 2023年9月16日	11.1 %
	至 2024年3月15日	

（注）収益率は以下の計算式により算出しています。ただし、第1期については、前期末分配落基準価額の代わりに、1万口あたり当初元本額（10,000円）を用いています。

収益率 = (当期末分配落基準価額 + 当期中分配金累計額 - 前期末分配落基準価額) ÷ 前期末分配落基準価額 × 100

（４）【設定及び解約の実績】

期 間		設定口数	解約口数
第1期	自 2022年3月28日	6,163,169,741	52,802,531
	至 2022年9月15日		
第2期	自 2022年9月16日	9,456,664,823	175,131,387
	至 2023年3月15日		
第3期	自 2023年3月16日	5,676,237,464	2,731,083,287
	至 2023年9月15日		
第4期	自 2023年9月16日	3,537,859,053	5,519,480,358
	至 2024年3月15日		

（注1）上記は、すべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

（注2）第1期の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（ご参考）日本債券マザーファンド

（１）投資状況

（2024年4月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	27,758,841,900	86.00
社債券	日本	894,730,000	2.77
特殊債券	日本	1,202,931,726	3.73
地方債証券	日本	1,687,550,000	5.23
投資信託受益証券	日本	140,145,823	0.43
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		593,389,035	1.84
合計（純資産総額）		32,277,588,484	100.00

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

１．組入上位30銘柄（2024年4月30日現在）

国／地域	種類	銘柄名	数量 （額面）	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	利率 （％）	償還期限	投資 比率 （％）
日本	国債証券	第147回利付国債（5年）	1,300,000,000	99.67	1,295,788,000	99.54	1,294,020,000	0.005	2026/3/20	4.01
日本	国債証券	第145回利付国債（5年）	1,200,000,000	100.01	1,200,168,000	99.93	1,199,160,000	0.100	2025/9/20	3.72
日本	国債証券	第146回利付国債（5年）	1,100,000,000	99.92	1,099,142,000	99.82	1,098,020,000	0.100	2025/12/20	3.40
日本	国債証券	第354回利付国債（10年）	700,000,000	98.70	690,949,000	98.25	687,792,000	0.100	2029/3/20	2.13
日本	国債証券	第371回利付国債（10年）	700,000,000	97.65	683,585,000	96.51	675,577,000	0.400	2033/6/20	2.09
日本	国債証券	第364回利付国債（10年）	700,000,000	96.94	678,608,000	96.05	672,378,000	0.100	2031/9/20	2.08
日本	国債証券	第179回利付国債（20年）	700,000,000	86.54	605,815,000	84.40	590,821,000	0.500	2041/12/20	1.83
日本	国債証券	第360回利付国債（10年）	600,000,000	97.92	587,532,000	97.19	583,152,000	0.100	2030/9/20	1.81
日本	国債証券	第363回利付国債（10年）	600,000,000	97.21	583,272,000	96.38	578,280,000	0.100	2031/6/20	1.79
日本	国債証券	第181回利付国債（20年）	600,000,000	92.27	553,632,000	89.96	539,814,000	0.900	2042/6/20	1.67
日本	国債証券	第144回利付国債（5年）	500,000,000	100.04	500,200,000	100.00	500,025,000	0.100	2025/6/20	1.55
日本	国債証券	第357回利付国債（10年）	500,000,000	98.40	492,020,000	97.83	489,165,000	0.100	2029/12/20	1.52
日本	国債証券	第169回利付国債（20年）	500,000,000	87.90	439,540,000	85.83	429,160,000	0.300	2039/6/20	1.33
日本	国債証券	第146回利付国債（20年）	380,000,000	109.27	415,226,000	107.95	410,225,200	1.700	2033/9/20	1.27

日本	国債証券	第339回利付国債（10年）	400,000,000	100.41	401,656,000	100.34	401,384,000	0.400	2025/6/20	1.24
日本	特殊債券	第19回成田国際空港株式会社社債（一般担保付）	400,000,000	99.84	399,396,000	99.72	398,908,000	0.275	2026/2/18	1.24
日本	国債証券	第343回利付国債（10年）	400,000,000	99.82	399,292,000	99.61	398,468,000	0.100	2026/6/20	1.23
日本	国債証券	第347回利付国債（10年）	400,000,000	99.63	398,528,000	99.31	397,264,000	0.100	2027/6/20	1.23
日本	国債証券	第349回利付国債（10年）	400,000,000	99.44	397,788,000	99.10	396,404,000	0.100	2027/12/20	1.23
日本	国債証券	第353回利付国債（10年）	400,000,000	98.86	395,444,000	98.43	393,728,000	0.100	2028/12/20	1.22
日本	国債証券	第183回利付国債（20年）	400,000,000	99.85	399,404,000	97.40	389,632,000	1.400	2042/12/20	1.21
日本	国債証券	第160回利付国債（20年）	400,000,000	96.61	386,444,000	94.84	379,372,000	0.700	2037/3/20	1.18
日本	国債証券	第159回利付国債（20年）	400,000,000	95.70	382,804,000	93.98	375,928,000	0.600	2036/12/20	1.16
日本	国債証券	第143回利付国債（20年）	350,000,000	108.32	379,134,000	107.12	374,934,000	1.600	2033/3/20	1.16
日本	国債証券	第105回利付国債（20年）	340,000,000	107.87	366,758,000	107.30	364,850,600	2.100	2028/9/20	1.13
日本	国債証券	第110回利付国債（20年）	330,000,000	108.54	358,191,900	107.86	355,938,000	2.100	2029/3/20	1.10
日本	国債証券	第65回利付国債（30年）	500,000,000	73.44	367,245,000	70.84	354,210,000	0.400	2049/12/20	1.10
日本	国債証券	第140回利付国債（20年）	300,000,000	109.08	327,261,000	107.83	323,514,000	1.700	2032/9/20	1.00
日本	国債証券	第154回利付国債（20年）	300,000,000	103.65	310,974,000	102.09	306,291,000	1.200	2035/9/20	0.95
日本	国債証券	第340回利付国債（10年）	300,000,000	100.45	301,365,000	100.34	301,038,000	0.400	2025/9/20	0.93

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率です。

２．種類別投資比率（2024年4月30日現在）

種 類	投資比率（％）
国債証券	86.00
社債券	2.77
特殊債券	3.73
地方債証券	5.23
投資信託受益証券	0.43
合 計	98.16

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

投資不動産物件

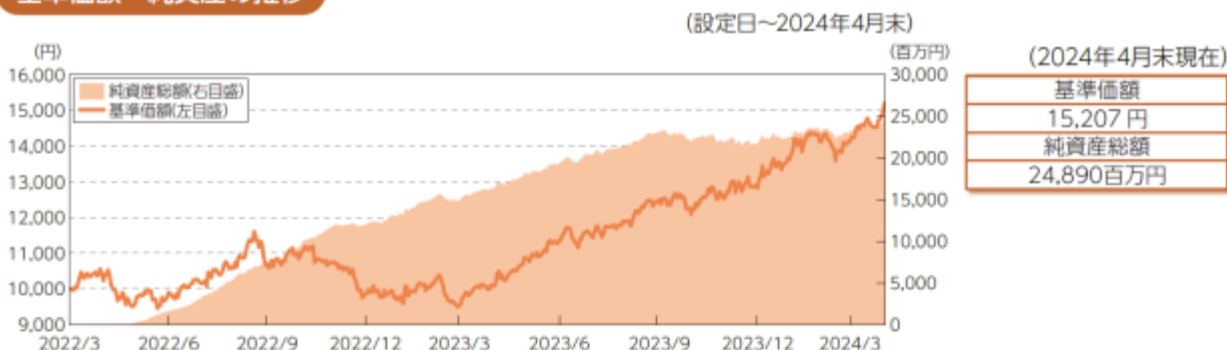
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報

基準価額・純資産の推移



分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2024年3月	0円	2023年3月	0円	—	—
2023年9月	0円	2022年9月	0円	設定来累計	0円

主要な資産の状況

(2024年4月末現在)

パインブリッジ・インド・エクイティ・ファンド	98.25%
日本債券マザーファンドⅡ	0.91%
キャッシュ等	0.85%

●パインブリッジ・インド・エクイティ・ファンドの主要な資産の状況

国名	銘柄名	業種	投資比率(%)
インド	HDFC BANK LIMITED	金融	8.6
インド	BANK OF BARODA	金融	7.8
インド	SHREE CEMENT LTD	素材	6.5
インド	INDIAN BANK	金融	5.8
インド	POLYCAB INDIA LTD	資本財・サービス	3.9
インド	UNION BANK OF INDIA	金融	3.7
インド	BAJAJ AUTO LTD	一般消費財・サービス	3.4
インド	ICICI BANK LTD SPON ADR	金融	3.2
インド	BANK OF INDIA	金融	3.1
インド	ECLERX SERVICES LTD FOREIGN	資本財・サービス	3.1

※投資比率は当該ファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移

(過去10年間／暦年ベース)



※2022年は設定日（3月28日）から年末まで、2024年は年初から4月末までの騰落率を表示しています。なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

上記は過去の実績であり、将来の投資成果等をお約束するものではありません。
最新の運用状況は、委託会社または販売会社のホームページ等でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

1）取得申込の受付

2024年6月15日（土）から2025年6月13日（金）まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

取得申込は、取得申込期間中の販売会社の営業日に受付けます。ただし、取得申込日が、アイルランドまたはインドの銀行休業日のいずれかと同じ日付の場合には取得申込の受付を行いません。

取得申込の受付は、原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。この受付時間を過ぎてからの取得申込は翌営業日のお取扱いとなります。なお、受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

2024年11月5日より、東京証券取引所が取引時間の延伸を実施することに伴い、受付時間は「原則として午後3時30分まで」に変更となる予定です。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.pinebridge.co.jp/>

運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受付けない場合があります。また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象とする外国籍投資信託証券の受付停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことができます。

ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

2）申込単位・申込価額

申込単位は販売会社が定めるものとします。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める申込手数料を加算した価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.pinebridge.co.jp/>

一部解約の実行請求は、販売会社の営業日に受付けます。ただし、解約請求日が、アイルランドまたはインドの銀行休業日のいずれかと同じ日付の場合には解約請求の受付を行いません。一部解約の実行請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

解約請求の受付は、原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。この受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日のお取扱いとなります。なお、受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

2024年11月5日より、東京証券取引所が取引時間の延伸を実施することに伴い、受付時間は「原則として午後3時30分まで」に変更となる予定です。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

一部解約時の価額は、一部解約の実行請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約時の価額は、委託会社の営業日に日々算出されます。販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象とする外国籍投資信託証券の受付停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行請求を取消すことがあります。

一部解約の実行請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行請求を受付けたものとして前記の規定に準じて算出された価額とします。

解約代金のお支払いは、解約請求を受付けた日から起算して、原則として7営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

信託財産の資産管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

- 1．基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。
- 2．組入外国投資信託証券の評価は、原則として計算日に知りうる直近の基準価額で評価します。組入マザーファンドは、原則として計算日のマザーファンドの基準価額により評価します。
- 3．外貨建資産の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって評価します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって評価します。
- 4．基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.pinebridge.co.jp/>

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

（３）【信託期間】

2022年3月28日（月）から2048年12月30日（水）までとします。

（４）【計算期間】

原則として、毎年3月16日から9月15日まで、9月16日から翌年3月15日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。なお、第1計算期間は投資信託契約締結日から2022年9月15日までとし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

（５）【その他】

- 1．信託の終了
投資信託契約の解約

- 1) 委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部解約により受益権の総口数が20億口を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、前記1)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 3) 前記2)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この投資信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4) 前記2)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5) 前記2)から4)までの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2)から4)までに規定するこの投資信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

- 1) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- 2) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記3. 信託約款の変更等 における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任による場合の信託終了

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

2. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

3. 信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本項に定める以外の方法によって変更することができないものとし、

委託会社は、前記 の事項（変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前記 の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記 の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

前記 から までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前記 から までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

4. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

5. 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が投資信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

6. 運用報告書

委託会社は、原則として年2回（3月および9月）および償還時に交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書は知れている受益者に対して交付します。運用報告書（全体版）は受益者の請求により交付されますので、請求される受益者の方は販売会社までお問い合わせください。また、委託会社のホームページにて入手することもできます。

また、このほか運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、各販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社ホームページ <https://www.pinebridge.co.jp/>

7. 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

8. 関係会社との契約の更改

販売会社との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」には、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

1．収益分配金に対する請求権

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として毎決算日から起算して5営業日まで）から、販売会社を通じてお支払いします。なお、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、収益分配金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金を再投資する場合は、原則として、税引き後、無手数料で決算日の翌営業日に自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

2．一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。一部解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して7営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

3．償還金に対する請求権

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）から、販売会社を通じてお支払いします。なお、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、償還金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

4．帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（2023年9月16日から2024年3月15日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

パインブリッジ厳選インド株式ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 (2023年9月15日現在)	第4期 (2024年3月15日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	174,351	598,732
コール・ローン	730,602,308	272,957,398
投資信託受益証券	22,361,292,046	22,162,487,330
親投資信託受益証券	218,688,441	227,516,362
派生商品評価勘定	434,500	-
未収入金	-	222,885,000
流動資産合計	23,311,191,646	22,886,444,822
資産合計	23,311,191,646	22,886,444,822
負債の部		
流動負債		
未払金	147,620,000	-
未払解約金	248,204,723	151,057,055
未払受託者報酬	3,078,818	3,711,510
未払委託者報酬	97,495,956	117,530,811
未払利息	1,000	373
その他未払費用	1,382,719	1,462,539
流動負債合計	497,783,216	273,762,288
負債合計	497,783,216	273,762,288
純資産の部		
元本等		
元本	18,337,054,823	16,355,433,518
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,476,353,607	6,257,249,016
（分配準備積立金）	3,288,737,785	4,489,963,576
元本等合計	22,813,408,430	22,612,682,534
純資産合計	22,813,408,430	22,612,682,534
負債純資産合計	23,311,191,646	22,886,444,822

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期 自 2023年3月16日 至 2023年9月15日	第4期 自 2023年9月16日 至 2024年3月15日
営業収益		
受取利息	756,641	417,507
有価証券売買等損益	3,009,796,297	2,342,475,085
為替差損益	1,610,203,738	142,609,494
営業収益合計	4,620,756,676	2,485,502,086
営業費用		
支払利息	103,739	97,831
受託者報酬	3,078,818	3,711,510
委託者報酬	97,495,956	117,530,811
その他費用	1,660,256	1,652,384
営業費用合計	102,338,769	122,992,536
営業利益又は営業損失（ ）	4,518,417,907	2,362,509,550
経常利益又は経常損失（ ）	4,518,417,907	2,362,509,550
当期純利益又は当期純損失（ ）	4,518,417,907	2,362,509,550
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	414,832,720	267,614,252
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	301,448,761	4,476,353,607
剰余金増加額又は欠損金減少額	674,217,181	1,042,148,006
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,716,810	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	672,500,371	1,042,148,006
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	1,356,147,895
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	1,356,147,895
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,476,353,607	6,257,249,016

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我が国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第3期 (2023年9月15日現在)	第4期 (2024年3月15日現在)
1. 期首元本額	15,391,900,646円	18,337,054,823円
期中追加設定元本額	5,676,237,464円	3,537,859,053円
期中一部解約元本額	2,731,083,287円	5,519,480,358円
2. 受益権の総数	18,337,054,823口	16,355,433,518口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第3期	第4期
	自 2023年3月16日 至 2023年9月15日	自 2023年9月16日 至 2024年3月15日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	1,171,910円	939,283円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	2,691,819,188円	2,093,956,015円
収益調整金額	1,530,600,797円	1,903,492,877円
分配準備積立金額	595,746,687円	2,395,068,278円
当ファンドの分配対象収益額	4,819,338,582円	6,393,456,453円
当ファンドの期末残存口数	18,337,054,823口	16,355,433,518口
1万口当たり収益分配対象額	2,628.19円	3,909.07円
1万口当たり分配金額	0円	0円
収益分配金金額	0円	0円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第3期 自 2023年3月16日 至 2023年9月15日	第4期 自 2023年9月16日 至 2024年3月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	・運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期 (2023年9月15日現在)	第4期 (2024年3月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、「（デリバティブ取引等に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第3期 (2023年9月15日現在)	第4期 (2024年3月15日現在)
	当計算期間の損益 に含まれた評価差額	当計算期間の損益 に含まれた評価差額
投資信託受益証券	3,003,415,478	2,219,981,776
親投資信託受益証券	3,834,346	1,172,079
合計	2,999,581,132	2,218,809,697

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	第3期（2023年9月15日現在）			
		契約額等 （円）	うち1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米国ドル	147,090,000	-	147,524,500	434,500
合計		147,090,000	-	147,524,500	434,500

(注)時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いています。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。
3. 換算において円未満の端数は切り捨てています。

第4期（2024年3月15日現在）
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	第3期 (2023年9月15日現在)	第4期 (2024年3月15日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2441円 (12,441円)	1.3826円 (13,826円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表（2024年3月15日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米国ドル	投資信託受益証券	パインブリッジ・インド・エキイティ・ファンド	5,116,722.315	149,151,943.81	
小計			5,116,722.315	149,151,943.81	
				(22,162,487,330)	
日本円	親投資信託受益証券	日本債券マザーファンド	205,339,677	227,516,362	
小計			205,339,677	227,516,362	
合計				22,390,003,692	
				(22,162,487,330)	

(注)1. 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

2. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

3. 合計欄の記載は邦貨額であり、（ ）内は外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米国ドル	投資信託受益証券 1銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「パインブリッジ・インド・エクイティ・ファンド」および「日本債券マザーファンド」の各受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」および「親投資信託受益証券」は、すべて同投資信託および同マザーファンドの受益証券です。

なお、同投資信託および同マザーファンドの状況は次の通りです。

「パインブリッジ・インド・エクイティ・ファンド」の状況

以下に記載した情報は、現地において作成された直近入手可能な決算報告書を委託会社において翻訳・抜粋したものです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1)貸借対照表

区分	(2023年12月31日現在)
	金額（米国ドル）
資産	
現金および預金	48,736,238
未収入金	1,513,945
投資有価証券	962,601,703
その他資産	1,309
未収配当金	15,224
総資産	1,012,868,419
負債	
未払金	5,875,165
未払信託報酬	709,479
未払解約金	1,993,583
その他未払費用	306,016
未払源泉税	30,626,465
総負債	39,510,708
純資産合計	973,357,711

(2)有価証券明細表（2023年12月31日現在）

Holding		Fair Value USD	% of Value of Sub-Fund
TRANSFERABLE SECURITIES			
EQUITIES (31 DECEMBER 2022: 94.58%)			
INDIA (31 DECEMBER 2022: 93.28%)			
381,327	AIA Engineering Ltd.	16,907,133	1.74
1,541,000	Amara Raja Energy & Mobility Ltd.*	15,111,157	1.55
282,671	Asian Paints Ltd.*	11,557,703	1.19
352,961	Bajaj Auto Ltd.	28,831,343	2.96
513,119	Bajaj Finance Ltd.*	45,184,933	4.64
145,682	Balkrishna Industries Ltd.*	4,496,751	0.46
24,781,718	Bank of Baroda*	68,823,422	7.07
9,794,047	Bank of India*	13,252,734	1.36
3,025,000	Bharat Electronics Ltd.*	6,696,069	0.69
5,135,322	Canara Bank*	26,999,184	2.77
87,753	Caplin Point Laboratories Ltd.*	1,430,127	0.15
195,538	Central Depository Services India Ltd.*	4,287,026	0.44
328,480	Concord Biotech Ltd.*	5,809,819	0.60
336,203	Cyient Ltd.*	9,264,862	0.95
283,682	Dreamfolks Services Ltd.*	1,842,606	0.19
1,105,351	eClerx Services Ltd.*	34,424,932	3.54
100,000	Eicher Motors Ltd.*	4,979,345	0.51
3,490,941	Electronics Mart India Ltd.*	8,574,885	0.88
3,140,147	Emami Ltd.*	21,273,622	2.19
3,953,253	HDFC Bank Ltd.*	81,201,697	8.34
354,767	Hero MotoCorp Ltd.	17,648,234	1.81
654,540	Hindustan Unilever Ltd.*	20,954,011	2.15
1,828,727	Honasa Consumer Ltd.*	9,687,135	1.00
1,700,805	ICICI Bank Ltd. (ADR)*	41,193,497	4.23
104,163	ideaForge Technology Ltd.*	1,039,142	0.11
7,649,340	Indian Bank*	38,690,808	3.97
169,637	Indian Bank*	858,034	0.09
1,857,728	Infosys Ltd. (ADR)*	34,479,432	3.54
613,623	IOL Chemicals & Pharmaceuticals Ltd.*	3,416,401	0.35
929,368	Jammu & Kashmir Bank Ltd.*	1,373,718	0.14
155,351	Kajaria Ceramics Ltd.*	2,430,132	0.25
354,168	KSB Ltd.*	14,754,916	1.52
1,003,946	Marico Ltd.*	6,617,469	0.68
271,821	MPS Ltd.*	5,547,727	0.57
13,052,391	NMDC Ltd.*	32,884,394	3.38
3,320,000	NTPC Ltd.*	12,414,030	1.28
5,225,504	Petronet LNG Ltd.*	13,981,565	1.44
513,595	PG Electroplast Ltd.*	14,649,852	1.50
285,438	Polycab India Ltd.*	18,814,014	1.93
18,200,330	Punjab National Bank*	20,942,231	2.15
1,207,691	Rategain Travel Technologies Ltd.*	10,562,648	1.08
1,135,510	Route Mobile Ltd.*	21,813,336	2.24
238,306	Shree Cement Ltd.**	82,056,791	8.43
201,883	SJS Enterprises Ltd.*	1,501,257	0.15

<u>Holding</u>	<u>Fair Value USD</u>	<u>% of Value of Sub-Fund</u>
EQUITIES (CONTINUED)		
INDIA (31 DECEMBER 2022: 93.28%) (continued)		
5,767,776 State Bank of India*	44,502,268	4.57
1,701,838 Sun Pharmaceutical Industries Ltd.*	25,757,521	2.65
552,488 Tata Consultancy Services Ltd.*	25,185,837	2.59
10,513,002 Union Bank of India Ltd.*	15,046,775	1.55
864,442 Varun Beverages Ltd.*	12,849,178	1.32
INDIA - TOTAL	962,601,703	98.89
SWEDEN (31 DECEMBER 2022: 0.31%)		
UNITED STATES (31 DECEMBER 2022: 0.99%)		
EQUITIES - TOTAL	962,601,703	98.89
TOTAL VALUE OF INVESTMENTS IN TRANSFERABLE SECURITIES (Cost: USD 683,000,921)	962,601,703	98.89

FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS**OPEN FORWARD FOREIGN CURRENCY EXCHANGE CONTRACTS (31 DECEMBER 2022: 0.00%)**

	<u>Fair Value USD</u>	<u>% of Value of Sub-Fund</u>
TOTAL VALUE OF INVESTMENTS	962,601,703	98.89
CASH	48,736,238	5.01
OTHER NET LIABILITIES	(37,980,230)	(3.90)
TOTAL VALUE OF SUB-FUND	973,357,711	100.00

Abbreviations Used:

ADR American Depositary Receipt

*Fully held by PineBridge India Equity Fund.

**Fully held by PineBridge Investments GF Mauritius Limited.

Analysis of gross assets (Unaudited)

	<u>% of gross assets</u>
Transferable securities admitted to an official stock exchange listing	94.82
Other transferable securities of the type referred to in Regulation 68(1)(a), (b) and (c)	0.22
Other current assets	4.96
	100.00

「日本債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1)貸借対照表

区分	注記 事項	(2023年9月15日現在)	(2024年3月15日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
金銭信託		603,542	457,619
コール・ローン		734,621,923	722,769,170
国債証券		27,794,399,700	28,000,365,400
地方債証券		897,646,000	896,101,000
特殊債券		1,217,947,128	1,206,714,339
社債券		1,790,948,000	1,689,168,000
投資信託受益証券		141,675,855	141,148,701
未収利息		75,434,815	75,997,610
前払費用		2,359,468	1,756,432
流動資産合計		32,655,636,431	32,734,478,271
資産合計		32,655,636,431	32,734,478,271
負債の部			
流動負債			
未払解約金		-	40,000,000
未払利息		1,006	990
流動負債合計		1,006	40,000,990
負債合計		1,006	40,000,990
純資産の部			
元本等			
元本		29,319,084,160	29,508,811,023
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		3,336,551,265	3,185,666,258
元本等合計		32,655,635,425	32,694,477,281
純資産合計		32,655,635,425	32,694,477,281
負債純資産合計		32,655,636,431	32,734,478,271

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年3月30日から翌年3月29日までであります。

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
有価証券の評価基準及び評価方法	(1)国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券 個別法に基づき、原則として金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない。）または価格情報会社の提供する価額で時価評価しております。 (2)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2023年9月15日現在)	(2024年3月15日現在)
1. 期首元本額	28,654,882,634円	29,319,084,160円
期中追加設定元本額	2,268,644,404円	1,519,449,163円
期中一部解約元本額	1,604,442,878円	1,329,722,300円
元本の内訳		
ファンド名		
パインブリッジ厳選インド株式ファンド	196,344,444円	205,339,677円
ニューグローバルバランス30Gファンド （適格機関投資家向け）	4,466,134円	4,667,361円
ニューグローバルバランス25Gファンド （適格機関投資家向け）	28,562,000,630円	28,777,445,191円
VA世界債券ファンド（適格機関投資家 向け）	405,754,340円	410,353,624円
VA世界債券（円ヘッジ有）ファンド （適格機関投資家向け）	150,518,612円	111,005,170円
合計	29,319,084,160円	29,508,811,023円
2. 受益権の総数	29,319,084,160口	29,508,811,023口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年3月16日 至 2023年9月15日	自 2023年9月16日 至 2024年3月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券、投資信託受益証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	・運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023年9月15日現在)	(2024年3月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	(2023年9月15日現在)	(2024年3月15日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	853,042,900	1,069,658,200
地方債証券	5,121,000	6,666,000
特殊債券	7,597,087	12,060,169
社債券	1,760,000	3,725,000
投資信託受益証券	1,980,042	2,507,196
合計	869,501,029	1,094,616,565

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における監査対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	(2023年9月15日現在)	(2024年3月15日現在)
1口当たり純資産額	1.1138円	1.1080円
(1万口当たり純資産額)	(11,138円)	(11,080円)

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表（2024年3月15日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄		券面総額	評価額	備考
日本円	国債証券	第144回利付国債（5年）	0.1000% 06/20/2025	900,000,000	900,279,000	
		第145回利付国債（5年）	0.1000% 09/20/2025	1,200,000,000	1,199,628,000	
		第146回利付国債（5年）	0.1000% 12/20/2025	900,000,000	899,127,000	
		第147回利付国債（5年）	0.0050% 03/20/2026	1,100,000,000	1,096,260,000	
		第4回利付国債（40年）	2.2000% 03/20/2051	10,000,000	10,966,000	
		第9回利付国債（40年）	0.4000% 03/20/2056	100,000,000	65,700,000	
		第13回利付国債（40年）	0.5000% 03/20/2060	200,000,000	129,224,000	
		第15回利付国債（40年）	1.0000% 03/20/2062	200,000,000	151,418,000	
		第339回利付国債（10年）	0.4000% 06/20/2025	400,000,000	401,632,000	
		第340回利付国債（10年）	0.4000% 09/20/2025	300,000,000	301,263,000	
		第343回利付国債（10年）	0.1000% 06/20/2026	400,000,000	399,232,000	
		第344回利付国債（10年）	0.1000% 09/20/2026	100,000,000	99,762,000	
		第346回利付国債（10年）	0.1000% 03/20/2027	200,000,000	199,372,000	
		第347回利付国債（10年）	0.1000% 06/20/2027	400,000,000	398,380,000	
		第349回利付国債（10年）	0.1000% 12/20/2027	400,000,000	397,392,000	
		第350回利付国債（10年）	0.1000% 03/20/2028	100,000,000	99,208,000	
		第351回利付国債（10年）	0.1000% 06/20/2028	200,000,000	198,150,000	
		第352回利付国債（10年）	0.1000% 09/20/2028	100,000,000	98,890,000	
		第353回利付国債（10年）	0.1000% 12/20/2028	400,000,000	394,948,000	
		第354回利付国債（10年）	0.1000% 03/20/2029	700,000,000	690,032,000	
		第355回利付国債（10年）	0.1000% 06/20/2029	200,000,000	196,910,000	
		第357回利付国債（10年）	0.1000% 12/20/2029	500,000,000	491,140,000	
		第358回利付国債（10年）	0.1000% 03/20/2030	200,000,000	196,136,000	
		第359回利付国債（10年）	0.1000% 06/20/2030	300,000,000	293,697,000	
		第360回利付国債（10年）	0.1000% 09/20/2030	600,000,000	585,972,000	
		第361回利付国債（10年）	0.1000% 12/20/2030	300,000,000	292,248,000	
		第363回利付国債（10年）	0.1000% 06/20/2031	600,000,000	581,154,000	
		第364回利付国債（10年）	0.1000% 09/20/2031	700,000,000	675,815,000	
		第367回利付国債（10年）	0.2000% 06/20/2032	200,000,000	192,946,000	
		第371回利付国債（10年）	0.4000% 06/20/2033	700,000,000	679,966,000	
		第20回利付国債（30年）	2.5000% 09/20/2035	150,000,000	175,671,000	
		第24回利付国債（30年）	2.5000% 09/20/2036	100,000,000	117,461,000	
		第26回利付国債（30年）	2.4000% 03/20/2037	90,000,000	104,680,800	
		第29回利付国債（30年）	2.4000% 09/20/2038	40,000,000	46,506,400	
		第32回利付国債（30年）	2.3000% 03/20/2040	60,000,000	68,676,600	
		第34回利付国債（30年）	2.2000% 03/20/2041	20,000,000	22,506,800	
		第35回利付国債（30年）	2.0000% 09/20/2041	20,000,000	21,841,000	
		第37回利付国債（30年）	1.9000% 09/20/2042	50,000,000	53,596,000	
		第46回利付国債（30年）	1.5000% 03/20/2045	150,000,000	147,990,000	
		第48回利付国債（30年）	1.4000% 09/20/2045	200,000,000	193,134,000	
		第49回利付国債（30年）	1.4000% 12/20/2045	300,000,000	289,149,000	
		第52回利付国債（30年）	0.5000% 09/20/2046	100,000,000	78,859,000	
		第53回利付国債（30年）	0.6000% 12/20/2046	100,000,000	80,431,000	
		第54回利付国債（30年）	0.8000% 03/20/2047	200,000,000	167,872,000	

第55回利付国債（30年）	0.8000%	06/20/2047	100,000,000	83,605,000
第56回利付国債（30年）	0.8000%	09/20/2047	200,000,000	166,686,000
第57回利付国債（30年）	0.8000%	12/20/2047	100,000,000	83,081,000
第58回利付国債（30年）	0.8000%	03/20/2048	200,000,000	165,642,000
第61回利付国債（30年）	0.7000%	12/20/2048	300,000,000	239,784,000
第62回利付国債（30年）	0.5000%	03/20/2049	100,000,000	75,626,000
第63回利付国債（30年）	0.4000%	06/20/2049	100,000,000	73,212,000
第64回利付国債（30年）	0.4000%	09/20/2049	100,000,000	72,911,000
第65回利付国債（30年）	0.4000%	12/20/2049	500,000,000	363,375,000
第66回利付国債（30年）	0.4000%	03/20/2050	200,000,000	144,512,000
第67回利付国債（30年）	0.6000%	06/20/2050	200,000,000	152,186,000
第68回利付国債（30年）	0.6000%	09/20/2050	100,000,000	75,811,000
第69回利付国債（30年）	0.7000%	12/20/2050	200,000,000	155,492,000
第70回利付国債（30年）	0.7000%	03/20/2051	200,000,000	154,952,000
第73回利付国債（30年）	0.7000%	12/20/2051	400,000,000	306,908,000
第77回利付国債（30年）	1.6000%	12/20/2052	300,000,000	287,268,000
第82回利付国債（20年）	2.1000%	09/20/2025	20,000,000	20,596,600
第88回利付国債（20年）	2.3000%	06/20/2026	30,000,000	31,429,800
第94回利付国債（20年）	2.1000%	03/20/2027	110,000,000	116,243,600
第95回利付国債（20年）	2.3000%	06/20/2027	30,000,000	32,018,100
第98回利付国債（20年）	2.1000%	09/20/2027	230,000,000	244,844,200
第100回利付国債（20年）	2.2000%	03/20/2028	190,000,000	204,367,800
第103回利付国債（20年）	2.3000%	06/20/2028	20,000,000	21,672,400
第105回利付国債（20年）	2.1000%	09/20/2028	340,000,000	366,577,800
第108回利付国債（20年）	1.9000%	12/20/2028	50,000,000	53,602,500
第110回利付国債（20年）	2.1000%	03/20/2029	330,000,000	357,967,500
第113回利付国債（20年）	2.1000%	09/20/2029	150,000,000	163,878,000
第114回利付国債（20年）	2.1000%	12/20/2029	160,000,000	175,360,000
第116回利付国債（20年）	2.2000%	03/20/2030	220,000,000	243,080,200
第119回利付国債（20年）	1.8000%	06/20/2030	50,000,000	54,190,500
第121回利付国債（20年）	1.9000%	09/20/2030	150,000,000	163,755,000
第124回利付国債（20年）	2.0000%	12/20/2030	100,000,000	110,022,000
第126回利付国債（20年）	2.0000%	03/20/2031	100,000,000	110,189,000
第129回利付国債（20年）	1.8000%	06/20/2031	90,000,000	98,055,900
第130回利付国債（20年）	1.8000%	09/20/2031	90,000,000	98,112,600
第131回利付国債（20年）	1.7000%	09/20/2031	150,000,000	162,439,500
第133回利付国債（20年）	1.8000%	12/20/2031	150,000,000	163,708,500
第136回利付国債（20年）	1.6000%	03/20/2032	150,000,000	161,518,500
第137回利付国債（20年）	1.7000%	06/20/2032	270,000,000	293,020,200
第140回利付国債（20年）	1.7000%	09/20/2032	300,000,000	325,794,000
第142回利付国債（20年）	1.8000%	12/20/2032	270,000,000	295,731,000
第143回利付国債（20年）	1.6000%	03/20/2033	350,000,000	377,482,000
第146回利付国債（20年）	1.7000%	09/20/2033	380,000,000	413,143,600
第147回利付国債（20年）	1.6000%	12/20/2033	200,000,000	215,458,000
第149回利付国債（20年）	1.5000%	06/20/2034	100,000,000	106,635,000
第152回利付国債（20年）	1.2000%	03/20/2035	100,000,000	103,262,000
第154回利付国債（20年）	1.2000%	09/20/2035	300,000,000	308,901,000
第155回利付国債（20年）	1.0000%	12/20/2035	200,000,000	201,164,000
第157回利付国債（20年）	0.2000%	06/20/2036	200,000,000	181,834,000
第158回利付国債（20年）	0.5000%	09/20/2036	200,000,000	188,044,000
第159回利付国債（20年）	0.6000%	12/20/2036	400,000,000	379,532,000

		第160回利付国債（20年）	0.7000%	03/20/2037	400,000,000	382,884,000	
		第161回利付国債（20年）	0.6000%	06/20/2037	200,000,000	188,320,000	
		第163回利付国債（20年）	0.6000%	12/20/2037	300,000,000	280,230,000	
		第164回利付国債（20年）	0.5000%	03/20/2038	300,000,000	275,313,000	
		第165回利付国債（20年）	0.5000%	06/20/2038	200,000,000	182,732,000	
		第167回利付国債（20年）	0.5000%	12/20/2038	200,000,000	181,196,000	
		第168回利付国債（20年）	0.4000%	03/20/2039	200,000,000	177,620,000	
		第169回利付国債（20年）	0.3000%	06/20/2039	500,000,000	434,950,000	
		第170回利付国債（20年）	0.3000%	09/20/2039	300,000,000	259,602,000	
		第173回利付国債（20年）	0.4000%	06/20/2040	200,000,000	173,282,000	
		第174回利付国債（20年）	0.4000%	09/20/2040	300,000,000	258,555,000	
		第175回利付国債（20年）	0.5000%	12/20/2040	200,000,000	174,500,000	
		第176回利付国債（20年）	0.5000%	03/20/2041	300,000,000	260,586,000	
		第179回利付国債（20年）	0.5000%	12/20/2041	700,000,000	599,732,000	
		第181回利付国債（20年）	0.9000%	06/20/2042	600,000,000	548,010,000	
		第183回利付国債（20年）	1.4000%	12/20/2042	600,000,000	592,950,000	
		計			29,170,000,000	28,000,365,400	
	地方債証券	令和2年度第1回埼玉県公募公債	0.1310%	04/15/2030	200,000,000	195,176,000	
		平成28年度第6回大阪市公募公債	0.1300%	11/30/2026	200,000,000	199,004,000	
		平成27年度第4回京都市公募公債	0.4860%	10/17/2025	100,000,000	100,382,000	
		平成27年度第7回神戸市公募公債	0.4790%	12/15/2025	100,000,000	100,390,000	
		平成27年度第2回千葉市公募公債	0.4760%	11/27/2025	300,000,000	301,149,000	
	計				900,000,000	896,101,000	
	特殊債券	第102回地方公共団体金融機構債券	0.2000%	11/26/2027	200,000,000	198,260,000	
		第96回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	0.7400%	05/10/2050	50,414,000	49,621,996	
		第165回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	0.3600%	02/10/2056	172,136,000	160,470,343	
		第19回成田国際空港株式会社社債	0.2750%	02/18/2026	400,000,000	399,312,000	
		第29回西日本高速道路株式会社社債	0.3100%	02/12/2026	300,000,000	299,829,000	
		第109回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	0.2300%	11/26/2027	100,000,000	99,221,000	
	計				1,222,550,000	1,206,714,339	
	社債券	第18回キリンホールディングス株式会社無担保社債	0.1100%	11/27/2025	300,000,000	298,779,000	
		第26回トヨタ自動車株式会社無担保社債	0.0500%	03/18/2026	300,000,000	297,795,000	
		第3回株式会社三井住友フィナンシャルグループ無担保社債	0.8840%	05/29/2025	100,000,000	100,013,000	
		第21回N T T ファイナンス株式会社無担保社債	0.1000%	09/18/2026	300,000,000	297,105,000	
		第5回東急株式会社無担保社債	0.1100%	12/10/2025	300,000,000	298,470,000	
		第22回東京地下鉄株式会社社債	0.2150%	06/21/2027	200,000,000	198,294,000	
		第322回北陸電力株式会社社債	0.3800%	06/25/2027	200,000,000	198,712,000	
	計				1,700,000,000	1,689,168,000	
	投資信託受益証券	パインブリッジ・ジャパンMBSファンド（適格機関投資家向け）			128,574,150	141,148,701	
	計				128,574,150	141,148,701	
合計					33,121,124,150	31,933,497,440	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2024年4月30日現在）

資産総額	24,990,510,009 円
負債総額	100,374,367 円
純資産総額（ - ）	24,890,135,642 円
発行済数量	16,367,718,206 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.5207 円
（1万口当たりの純資産額）	（15,207 円）

（注） の資産には、有価証券の評価損益が含まれています。（以下同じ。）

（ご参考）日本債券マザーファンド

（2024年4月30日現在）

資産総額	32,283,088,484 円
負債総額	5,500,000 円
純資産総額（ - ）	32,277,588,484 円
発行済数量	29,329,092,139 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1005 円
（1万口当たりの純資産額）	（11,005 円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

1．名義書換

該当事項はありません。

2．受益者に対する特典

該当事項はありません。

3．譲渡制限

該当事項はありません。

4．受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記 の申請のある場合には、前記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5．受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6．受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7．償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払います。

8．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（2024年4月末日現在）

- ・資本金の額 1,000,000,000円
- ・会社が発行する株式の総数 50,000株
- ・発行済株式総数 42,000株
- ・資本金の額の増減（最近5年間） 該当事項はありません。
- ・会社の機構

（1）経営の意思決定

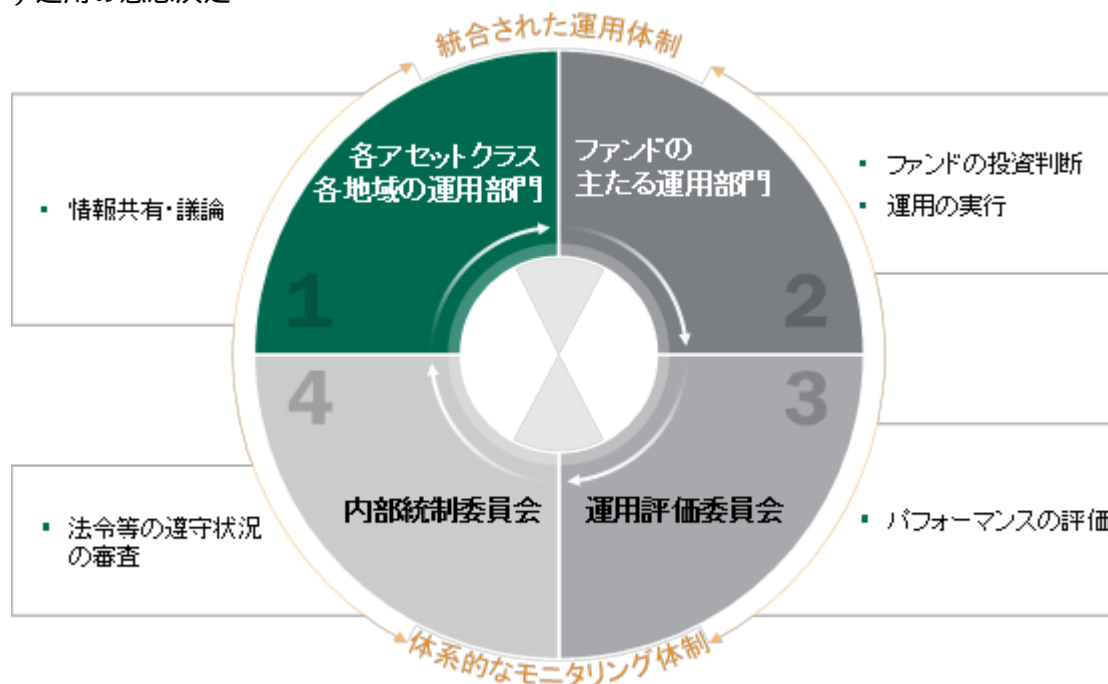
3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一です。

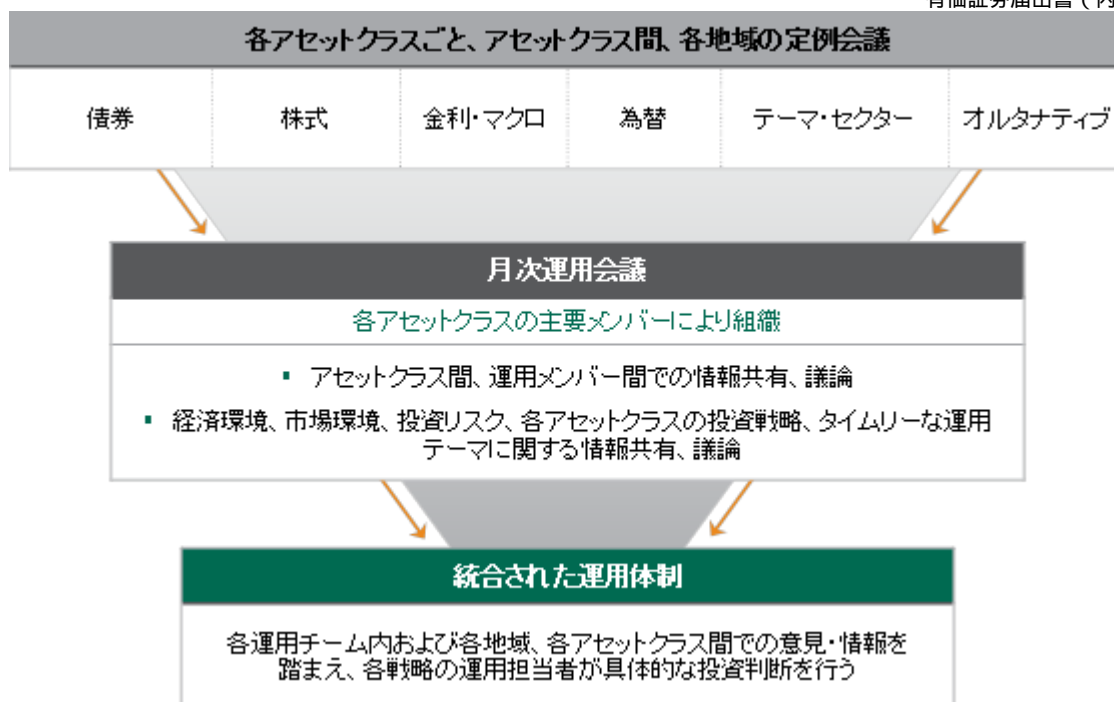
取締役会は、その決議をもって、代表取締役1名以上を選定します。また、会長、社長、副社長及びその他の役付取締役を選定することができます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。取締役会は、当社の経営に関するすべての重要事項並びに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。取締役会の決議は、法律に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

（2）運用の意思決定



運用判断を行うにあたり、下記の図のとおり、各運用チームごと、運用チーム間、各地域内、および各地域間、テーマごと等の各種定例会議において様々な情報共有、意見交換、議論を行います。これらの情報・議論に基づき、運用部門の担当者は各ファンドの運用基本方針、各運用戦略の投資プロセスに則り、最終的な投資判断を行います。



前記の運用体制等は、今後変更することがあります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、2024年4月末日現在、次の通りです。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額
単位型株式投資信託	15	37,962 百万円
追加型株式投資信託	49	483,959 百万円
合計	64	521,921 百万円

3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。
- 2．記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
- 3．当社は、第39期事業年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1.財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第38期 (2022年12月31日現在)	第39期 (2023年12月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	493,611	455,617
短期貸付金	500,000	524,000
前払金	2,799	1,380
前払費用	41,612	30,243
未収入金	220,026	90,057
未収委託者報酬	568,768	741,397
未収運用受託報酬	147,180	97,943
立替金	11,506	12,351
未収収益	504	549
流動資産合計	1,986,010	1,953,541
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	*1 0	*1 77,100
工具器具備品	*1 0	*1 7,195
有形固定資産合計	0	84,296
無形固定資産		
ソフトウェア	0	0
電話加入権	0	0
無形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
投資有価証券	1,553	-
関係会社株式	164,013	164,013
敷金保証金	89,770	42,245
預託金	74	74
繰延税金資産	77,953	124,311
投資その他の資産合計	333,366	330,645
固定資産合計	333,366	414,942
資産合計	2,319,376	2,368,483

（単位:千円）

	第38期 （2022年12月31日現在）	第39期 （2023年12月31日現在）
負債の部		
流動負債		
預り金	22,661	24,682
未払金		
未払収益分配金	240	240
未払手数料	217,501	321,212
その他未払金	216,422	115,210
未払費用	414,226	464,080
未払役員賞与	120,786	103,430
未払法人税等	18,054	16,143
未払消費税等	11,631	35,103
リース債務	3,938	772
流動負債合計	1,025,464	1,080,877
固定負債		
賞与引当金	134,430	129,538
役員賞与引当金	33,512	30,762
退職給付引当金	93,987	101,580
役員退職慰労引当金	6,519	7,300
リース債務	1,321	-
固定負債合計	269,772	269,181
負債合計	1,295,236	1,350,058
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	58,876	58,876
資本剰余金合計	58,876	58,876
利益剰余金		
利益準備金	265,112	265,112
その他利益剰余金		
任意積立金	230,000	230,000
繰越利益剰余金	529,402	535,563
利益剰余金合計	34,290	40,451
株主資本合計	1,024,586	1,018,425
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	446	-
評価・換算差額等合計	446	-
純資産合計	1,024,140	1,018,425
負債・純資産合計	2,319,376	2,368,483

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第38期 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	第39期 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,680,861	3,911,220
運用受託報酬	887,421	596,432
その他営業収益	318,013	214,295
営業収益合計	3,886,296	4,721,948
営業費用		
支払手数料	1,080,118	1,780,078
広告宣伝費	12,201	6,097
調査費		
調査費	551,615	648,545
委託調査費	771,255	888,510
営業雑経費		
通信費	8,940	14,140
印刷費	39,731	34,426
協会費	5,055	4,311
図書費	1,337	1,334
営業費用合計	2,470,256	3,377,444
一般管理費		
給料		
役員報酬	38,600	38,600
給料・手当	586,554	585,813
賞与	184,726	227,740
役員賞与	107,024	90,104
賞与引当金繰入	38,790	31,487
役員賞与引当金繰入	11,400	8,085
交際費	1,299	1,929
寄付金	-	1,996
旅費交通費	2,807	7,293
租税公課	35,551	23,678
不動産賃借料	171,977	145,726
退職給付費用	33,488	32,710
役員退職慰労引当金繰入	780	780
固定資産減価償却費	659	6,199
業務委託費	204,848	138,633
諸経費	47,460	36,909
一般管理費合計	1,465,969	1,377,688
営業利益又は営業損失（ ）	49,929	33,185

営業外収益		
受取利息	5,858	5,675
雑収入	85	-
営業外収益合計	5,944	5,675
営業外費用		
為替差損	7,855	11,821
支払利息	76	75
投資有価証券償還損	-	204
営業外費用合計	7,931	12,100
経常利益又は経常損失（ ）	51,917	39,610
特別損失		
減損損失	*1 20,480	-
特別損失合計	20,480	-
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）	72,397	39,610
法人税、住民税及び事業税	12,519	12,908
法人税等調整額	4,415	46,357
法人税等合計	16,934	33,449
当期純利益又は当期純損失（ ）	89,331	6,161

(3)【株主資本等変動計算書】

第38期（自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日）

（単位:千円）

	株 主 資 本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計		
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金 任意積 立金	繰越利益 剰余金				利益剰 余金合 計	
当期首残高	1,000,000	58,876	58,876	265,112	230,000	440,071	55,041	1,113,918	137	137	1,114,056
当期変動額											
当期純損失()	-	-	-	-	-	89,331	89,331	89,331	-	-	89,331
株主資本以外の 項目の当期間中の 変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	584	584	584
当期変動額合計	-	-	-	-	-	89,331	89,331	89,331	584	584	89,915
当期末残高	1,000,000	58,876	58,876	265,112	230,000	529,402	34,290	1,024,586	446	446	1,024,140

第39期（自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日）

（単位:千円）

	株 主 資 本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計		
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金 任意積 立金	繰越利益 剰余金				利益剰 余金合 計	
当期首残高	1,000,000	58,876	58,876	265,112	230,000	529,402	34,290	1,024,586	446	446	1,024,140
当期変動額											
当期純損失()	-	-	-	-	-	6,161	6,161	6,161	-	-	6,161
株主資本以外の 項目の当期中の 変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	446	446	446
当期変動額合計	-	-	-	-	-	6,161	6,161	6,161	446	446	5,714
当期末残高	1,000,000	58,876	58,876	265,112	230,000	535,563	40,451	1,018,425	-	-	1,018,425

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式 移動平均法による原価法 (2)その他有価証券(時価のあるもの) 期末の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産 直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算 定)
--------------------	---

2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産(リース資産を除く) 建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。主な耐用年数は、建物附属設備5～15年、工具器具備品は5～15年であります。ただし2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2)無形固定資産(リース資産を除く) ソフトウェア（自社利用分）については、定額法により、社内における利用可能期間（5年）で償却しております。 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在の退職給付要支給額を計上しております。退職給付引当金の算定にあたり、期末自己都合退職金要支給額を退職給付引当金とする簡便法を採用しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在の役員退職慰労金要支給額を計上しております。
4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産及び負債は、主として当事業年度末現在の直物為替相場による円換算額を付しております。

5. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧客口座によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧客口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 その他営業収益 運用受託報酬以外でグループ会社に提供したサービスにより受領する収益は、グループ会社との契約に定められた支払い条件及び算式に基づき、関連する投資対象に応じて、資金投入時点もしくはサービスを提供する期間にわたり時間の経過に応じて収益を認識しております。 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧客口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
----------------	---

会計方針の変更

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用	「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。当該適用指針の適用に伴う、当期財務諸表への影響はありません。
-----------------------	---

未適用の会計基準等

該当事項はありません。

注記事項

（貸借対照表関係）

第38期 2022年12月31日現在	第39期 2023年12月31日現在												
*1 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物附属設備</td><td>142,883千円</td></tr> <tr> <td>工具器具備品</td><td>115,483千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>19,353千円</td></tr> </table> 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。	建物附属設備	142,883千円	工具器具備品	115,483千円	リース資産	19,353千円	*1 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物附属設備</td><td>56,494千円</td></tr> <tr> <td>工具器具備品</td><td>21,731千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>2,284千円</td></tr> </table> 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。	建物附属設備	56,494千円	工具器具備品	21,731千円	リース資産	2,284千円
建物附属設備	142,883千円												
工具器具備品	115,483千円												
リース資産	19,353千円												
建物附属設備	56,494千円												
工具器具備品	21,731千円												
リース資産	2,284千円												

（損益計算書関係）

第38期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日	第39期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日						
*1 減損損失 (1) 減損損失を認識した資産または資産グループの概要 <table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr><tr><td>東京都千代田区</td><td>事業用資産</td><td>建物附属設備、 ソフトウェア、 敷金保証金</td></tr></table> (2) 減損損失を認識するに至った経緯 当事業年度に営業赤字を計上しており、事業用資産について収益性の低下により投資額の回収が見込めないため、減損損失を認識するものであります。 (3) 減損損失の金額 減損損失の内訳は、建物附属設備930千円、ソフトウェア399千円及び敷金保証金19,149千円(簡便法による資産除去債務相当額)であります。 (4) 資産のグルーピングの方法 全社を一つの資産グループとしており、減損損失を計上しております。 (5) 回収可能価額の算定方法 事業用資産については正味売却価額を使用しておりますが、対象資産は売却が困難なため、その帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。	場所	用途	種類	東京都千代田区	事業用資産	建物附属設備、 ソフトウェア、 敷金保証金	該当事項はありません。
場所	用途	種類					
東京都千代田区	事業用資産	建物附属設備、 ソフトウェア、 敷金保証金					

（株主資本等変動計算書関係）

第38期（自2022年 1月 1日至2022年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	42,000 株	-	-	42,000 株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第39期（自2023年 1月 1日 至2023年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	42,000 株	-	-	42,000 株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第38期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日	第39期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日
ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 ・有形固定資産 主として、本社における複合機(工具器具備品)であります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 該当事項はありません。	ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 ・有形固定資産 主として、本社における複合機(工具器具備品)であります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 該当事項はありません。

(金融商品関係)

第38期（自 2022年 1月 1日至 2022年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

又、当社業務に関する所要資金は自己資金で賄っており、銀行借り入れ、社債発行等による資金調達は行わない方針ですが、子会社への増資がある場合には、所要資金を当社親会社からの借入金により充当することがあります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

1 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
1)投資有価証券	1,553	1,553	-
資産計	1,553	1,553	-

（注1）現金・預金、短期貸付金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未払手数料、その他未払金、未払費用等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）子会社株式（貸借対照表計上額164,013千円）は市場価格のない株式等に該当するため、上表には含めておりません。

2 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券/其他有価証券	-	-	-	-
資産計	-	-	-	-

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26号に従い、経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 投資有価証券1,553千円）は上表には含めておりません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

第39期（自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日）

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

又、当社業務に関する所要資金は自己資金で賄っており、銀行借り入れ、社債発行等による資金調達には行わない方針ですが、子会社への増資がある場合には、所要資金を当社親会社からの借入金により充当することがあります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されており、営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されており、未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されています。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、記載すべき事項はございません。また、現金・預金、短期貸付金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未払手数料、その他未払金、未払費用等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。子会社株式（貸借対照表計上額164,013千円）は市場価格のない株式等に該当するため、注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

（2）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

（有価証券関係）

第38期（2022年12月31日現在）

1. 子会社株式

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	164,013

上記については、市場価格のない株式等に該当しております。

2. その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託受益証券	1,553	2,000	446

第39期（2023年12月31日現在）

子会社株式

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	164,013

上記については、市場価格のない株式等に該当しております。

（退職給付関係）

第38期（2022年12月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	千円
期首における退職給付引当金	91,321
退職給付費用	10,375
退職給付の支払額	7,710
期末における退職給付引当金	93,987

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	千円
非積立型制度の退職給付債務	93,987
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	93,987
退職給付引当金	93,987
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	93,987

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	10,375千円
----------------	----------

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、23,112千円でありました。

第39期（2023年12月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	千円
期首における退職給付引当金	93,987
退職給付費用	10,575
退職給付の支払額	2,982
期末における退職給付引当金	101,580

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	千円
非積立型制度の退職給付債務	101,580
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	101,580
退職給付引当金	101,580
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	101,580

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 10,575千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、22,135千円でありました。

（税効果会計関係）

第38期
2022年12月31日現在

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主なる原因別内訳

繰延税金資産 (単位：千円)

税務上の繰越欠損金（注）1	200,164
未払金否認	14,756
未払賞与・賞与引当金否認	112,942
退職給付引当金否認	28,778
役員退職慰労引当金否認	1,996

減損損失	11,645
資産除去債務	26,522
その他	18,042
繰延税金資産小計	414,850
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）1	200,164
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	136,732
評価性引当額小計	336,897
繰延税金資産合計	77,953
繰延税金資産の純額	77,953

（注）1 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（*1）	-	-	90,288	57,567	-	52,308	200,164
評価性引当額	-	-	90,288	57,567	-	52,308	200,164
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（*1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失であるため、注記を省略しております。

第39期

2023年12月31日現在

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産（単位：千円）

税務上の繰越欠損金（注）2	190,078
未払金否認	21,452
未払賞与・賞与引当金否認	122,028
退職給付引当金否認	31,103
役員退職慰労引当金否認	2,235
減損損失	4,681
資産除去債務	11,544
その他	21,250
繰延税金資産小計	404,374
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2	182,479
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	97,583
評価性引当額小計（注）1	280,063
繰延税金資産合計	124,311
繰延税金資産の純額	124,311

（注）1 評価性引当額が56,834千円減少しております。これは、将来課税所得の見積額が増加したことに伴い、将来減算一時差異等及び税務上の繰越欠損金の回収可能額が増加したことなどによるものであります。

（注）2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（*1）	-	80,202	57,567	-	-	52,308	190,078
評価性引当額	-	72,603	57,567	-	-	52,308	182,479
繰延税金資産	-	7,598	-	-	-	-	7,598

（*1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失であるため、注記を省略しております。

（収益認識関係）

第38期

自 2022年 1月 1日

至 2022年12月31日

1. 収益の分解情報

当事業年度の収益の構成は次のとおりです。

委託者報酬	2,680,861千円
運用受託報酬	860,241千円
その他営業収益	318,013千円
成功報酬（注）	27,180千円
合計	3,886,296千円

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

〔重要な会計方針〕5．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

第39期

自 2023年 1月 1日

至 2023年12月31日

1. 収益の分解情報

当事業年度の収益の構成は次のとおりです。

委託者報酬	3,911,220千円
運用受託報酬	570,197千円

その他営業収益	214,295千円
成功報酬（注）	26,235千円
合計	4,721,948千円

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

〔重要な会計方針〕5. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

第38期
自 2022年 1月 1日
至 2022年12月31日

1. セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2. 関連情報

（1）製品及びサービス毎の情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益
外部顧客への営業収益	2,680,861	887,421	318,013

（2）地域毎の情報

営業収益

（単位：千円）

日本	米国	欧州	アジア	合計
3,377,873	361,761	132,985	13,675	3,886,296

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域毎の有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客毎の情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
FWD生命保険株式会社	518,242

（注）当社は、単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

3. セグメント毎の固定資産の減損損失に関する情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第39期

自 2023年 1月 1日

至 2023年12月31日

1. セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載していません。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービス毎の情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益
外部顧客への営業収益	3,911,220	596,432	214,295

(2) 地域毎の情報

営業収益

(単位：千円)

日本	米国	欧州	アジア	合計
4,373,287	164,074	172,606	11,980	4,721,948

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域毎の有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客毎の情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

3. セグメント毎の固定資産の減損損失に関する情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載していません。

(関連当事者情報)

第38期（自2022年 1月 1日 至2022年12月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
			千USドル						千円		千円

同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス US LLC	アメリカ、ニューヨーク州	366,002	持株会社	-	あり	経営管理サービス契約	金銭の貸付*6	500,000	短期貸付金	500,000
								受取利息*6	千円 5,855	未収収益	千円 504
								役務提供に対する対価支払*2	千円 145,507	未収入金	千円 28,558
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USDドル 2	投資運用会社	-	あり	一任契約サービス契約	その他営業収益の受取*5	千円 317,501	未収入金	千円 141,852
								委託調査費の支払*4	千円 411,022	未払費用	千円 34,752
								調査費の支払*7	千円 112,777	その他未払金	千円 44,567
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アジア・リミテッド	ホンコン	千HKドル 222,061	投資運用会社	-	-	経営管理サービス契約	役務提供に対する対価支払*2	千円 186,835	その他未払金	千円 59,500
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・マネージメント・タイワン・リミテッド	タイワン、タイペイ	千タイワンドル 300,000	投資運用会社	-	-	経営管理サービス契約	役務提供に対する対価受取*3	千円 26,647	その他未払金	千円 26,326
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・シンガポール・リミテッド	シンガポール	千シンガポールドル 6,000	投資運用会社	-	-	経営管理サービス契約	役務提供に対する対価支払*2	千円 12,985	その他未払金	千円 16,418

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

*1上記の表における消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。

*2役務提供に対する対価支払は、サービス契約に基づくテクノロジーサービス費用、オペレーショナル・サポート費用等の当社負担額であります。尚、負担額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。

*3役務提供に対する対価受取は、サービス契約に基づくオペレーショナル・サポート費用、法務費用等の相手先への配賦額であります。尚、配賦額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。

*4委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

*5その他営業収益の受取については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

*6金銭の貸付に係る利息は、市場金利を参考に決定しております。

*7調査費の支払いについては、業者とのグローバル契約に係る費用の内弊社使用分を支払うものです。

2. 親会社又は重要な関連当事者に関する注記

(1) 親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・L.P.（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・シンガポール・プライベート・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

第39期（自2023年 1月 1日 至2023年12月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス US LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 366,002	持株会社	-	あり	経営管理サービス契約	金銭の貸付 *6	千円 524,000	短期貸付金	千円 524,000
								受取利息 *6	千円 5,656	未収収益	千円 549
								役務提供に対する対価支払 *2	千円 153,160	その他未払金	千円 12,918
			千USドル						千円		千円

同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	2	投資運用会社	-	あり	一任契約サービス契約	その他営業収益の受取 *5	137,712	未収入金	10,691
								委託調査費の支払 *4	千円 588,127	未払費用	千円 46,657
								調査費の支払 *7	千円 93,964	その他未払金	千円 16,397
								役務提供に対する対価受取 *3	千円 103,088	未収入金	千円 9,411
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド	アイルランド、ダブリン	千USドル 368	投資運用会社	-	あり	一任契約サービス契約	その他営業収益の受取 *5	千円 76,582	未収入金	千円 45,561
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アジア・リミテッド	ホンコン	千HKドル 222,061	投資運用会社	-	-	一任契約サービス契約	役務提供に対する対価支払 *2	千円 129,020	その他未払金	千円 15,124

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

- *1上記の表における消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。
- *2役務提供に対する対価支払は、サービス契約に基づくテクノロジーサービス費用、オペレーショナル・サポート費用等の当社負担額であります。尚、負担額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。
- *3役務提供に対する対価受取は、サービス契約に基づくオペレーショナル・サポート費用、法務費用等の相手先への配賦額であります。尚、配賦額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。
- *4委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- *5その他営業収益の受取については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- *6金銭の貸付に係る利息は、市場金利を参考に決定しております。
- *7調査費の支払いについては、業者とのグローバル契約に係る費用の内弊社使用分を支払うものです。

2. 親会社又は重要な関連当事者に関する注記

（1）親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・L.P.（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・シンガポール・プライベート・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

（１株当たり情報）

第38期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日		第39期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日	
1株当たり純資産額	24,384円28銭	1株当たり純資産額	24,248円22銭
1株当たり当期純損失金額	2,126円94銭	1株当たり当期純損失金額	146円69銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）1株当たり当期純損失金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

（注）1株当たり当期純損失金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

第38期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日		第39期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日	
当期純損失	89,331 千円	当期純損失	6,161 千円
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株主に係る当期純損失	89,331 千円	普通株主に係る当期純損失	6,161 千円
普通株式の期中平均株式数	42,000 株	普通株式の期中平均株式数	42,000 株

（重要な後発事象）

第38期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日		第39期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（ 4 ）（ 5 ）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 前記（ 3 ）（ 4 ）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

名 称	資本金の額 2023年9月末日現在	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 2023年9月末日現在	事業の内容
株式会社北洋銀行	121,101百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
ちばぎん証券株式会社	4,374百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東洋証券株式会社	13,494百万円	
O K B 証券株式会社	1,500百万円	
北洋証券株式会社	3,000百万円	

2【関係業務の概要】**(1) 受託会社**

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

なお、信託事務の処理の一部について、後記の株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）・運用報告書の交付、一部解約の実行請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

該当事項はありません。

参考情報 再信託受託会社の概要（2023年9月末日現在）

名称 : 株式会社日本カストディ銀行

資本金 : 51,000百万円

資本構成 : 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 33.3%
株式会社みずほフィナンシャルグループ 27.0%
株式会社りそな銀行 16.7%
第一生命保険株式会社 8.0%
朝日生命保険相互会社 5.0%
明治安田生命保険相互会社 4.5%
株式会社かんぽ生命保険 3.5%
富国生命保険相互会社 2.0%

業務の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

第3【その他】

- 1．目論見書の表紙には、ロゴ・マーク、写真、キャッチコピーや図案を使用する場合があり、委託会社の概要等をあわせて記載することがあります。
- 2．請求目論見書には信託約款の全文を添付します。
- 3．有価証券届出書「第二部 ファンド情報」中の「第1 ファンドの状況」の詳細内容について、図表化、グラフ化して目論見書の関連箇所に記載することがあります。また、「運用状況」については、データを更新して記載することがあります。
- 4．目論見書には、以下の趣旨の記載を行うことがあります。
 - (1) 投資信託は預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨
 - (2) 投資信託は金融機関における預金、あるいは保険会社における保険商品とは異なり、元本が保証されるものではない旨、および投資した資産の価値の減少を含むリスクは購入者が負うこととなる旨
 - (3) 証券会社以外で購入した投資信託は、投資者保護基金による保護の対象とはならない旨
 - (4) 当ファンドはインドの取引所上場株式等やわが国の公社債等の値動きのある有価証券等を実質的な主要投資対象とする旨、ならびに組入有価証券等の価格下落や外国為替相場の変動等により基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがある旨
 - (5) 商品内容の重大な変更を行う場合には、事前に受益者の意向を確認する旨
 - (6) 信託財産は受託会社において分別管理されている旨
 - (7) 購入に際しては交付目論見書の内容を十分に読む必要がある旨
 - (8) 請求目論見書は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできる旨

独立監査人の監査報告書

2024年3月22日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丘 本 正 彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸

表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年6月4日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丘本 正彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパインブリッジ厳選インド株式ファンドの2023年9月16日から2024年3月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ厳選インド株式ファンドの2024年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。